

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 4 号)

平 成 25年 3月 18日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った非公開決定については、請求のあった公文書が所在不明であり、現在、保有しているとは認められないため、実施機関の判断どおりとする。

第2 異議申立ての経過

1 本件公開請求に先行する公開請求

平成23年2月2日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の公文書の公開を請求した。

- ① 特定宗教団体が請求した道路境界査定書に対し交付した図面
- ② 大津市所有石山内畑町82-1、-2(雑種地)の場所が分かる図面(復元可能な図面)、国からの払下げ図面

2 本件公開請求に先行する公開請求に対する実施機関の決定

平成23年2月17日、実施機関は、本件公開請求に先行する公開請求に対応する公文書を特定のうえ、その一部を非公開とする部分公開決定を行い、請求人に通知した。

3 本件公開請求

平成24年6月29日、異議申立人は、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成6年3月16日付 特定宗教団体が申請の“道路境界確定協議書原本交付申請”に使用した原本」と記載して公文書の公開を請求した。

4 本件公開請求に対する実施機関の決定

平成24年7月18日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として「平成6年3月16日付、特定宗教団体が申請の際に「道路境界確定協議書原本交付申請」に使用した原本」(以下「本件公文書」という。)を特定のうえ、本件公文書の非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公文書の公開をしない理由を「当該公文書を保有していないため」と付して異議申立人に通知した。

5 異議申立て

平成24年8月20日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

原本を開示せよというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述

によれば、概ね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、平成23年2月17日付公文書部分公開決定(大津市指令建路第8号)で公文書の部分公開を受けた。その際、原本の閲覧を怠ったので再度原本の閲覧と原本の写しを求めらるるものである。前回の公文書部分公開決定通知書に『当該公文書を保有していない』の記載はなく存在するはずである。
- 2 大津市は、昭和48年の道路境界査定願の申請人は、土地所有者と異なり、当該土地所有者の道路境界査定は存在しないと認めたはずである。すると平成23年1月5日の異議申立人に対する公文書公開は、申請人が土地所有者と異なることを知りながら、請求人を当該土地所有者と欺罔に陥れる目的で、申請人を黒塗りして交付したもので悪質な虚偽公文書公開である。
- 3 大津市は、平成23年2月17日、特定宗教団体に交付した公文書を異議申立人に公開しながら、特定宗教団体の『道路境界確定協議書原本交付申請』に使用した『原本を保有していない』とは支離滅裂である。仮に大津市が説明書で云う、特定宗教団体の道路境界確定協議書原本交付申請の原本が道路境界査定書と同一なら、平成23年1月5日に異議申立人が受領した図面と同一図面が特定宗教団体に交付され、当該公開請求にもその図面が公開されるはずである。平成23年1月5日に受領した図面は、道路の左右となぜか特定宗教団体境内の官民境界線を赤線で表示しているが、平成23年2月17日に受領した図面は、市道の南部分のみの官民境界線を赤線で描いており両者は異なる図面である。つまり、特定宗教団体に交付した図面は、大津市が平成6年に捏造して交付した図面で、大津市の説明はウソである。
- 4 “官民境界線”とは官と民の土地所有権の範囲を示す境界線であり、昭和48年、大津市は特定地番地先の所有権を持っておらず、官民境界線の『官』を名乗れない。特定地番地先の『官』は、里道(国有地)の管理者滋賀県知事の『官』であり、大津市は滋賀県知事を装い、土地所有者と異なる者と保安林を無断転用した市道敷を里道(国有地)が如く、保安林に立てた特定宗教団体の信徒会館敷を境内地が如く、デタラメな図面を作成、それを法務局に持ち込んで虚偽の分筆登記をし、虚偽の登記事実を主張して40年間、今なお虚言を云って森林法違反を逃れる悪質地方公共団体である。
- 5 大津市は平成23年2月17日、当該請求と同一の請求で、特定宗教団体に交付した公文書を公開、その写しを異議申立人に交付したことは事実である。それを再度請求すると『当該公文書を保有していない』とは要領を得ない。大津市が調査するは、平成23年2月17日、異議申立人に公開した文書の原本で、市役所中を調査するに及ばず、原本の所在は路政課長、参事、副参事が承知であり、同人らを追及して捏造した原本を公開すべきである。

特定宗教団体が交付を受けた図面は今も生きており、その図面は大津市が昭和58年に買収した土地を特定宗教団体の所有地が如く表示し、その土地に特定宗教団体が入山料を徴収する小屋を20数年間建てていたのである。バス会社においては小屋を道路から除外した図面を作成し、大津市は滋賀県に提出していた事実が存在する。大津市は市道の管理者でありながら、道路区域に建つ小屋を20数年間見逃し、宗教法人の金儲けに便宜を図っていたのである。本件暴露がなければ小屋の敷地は特定宗教団体の所有地となり、大津市は損害を被っていたのである。

- 6 当該公文書非公開決定は、虚偽公文書を公開したことがバレ、虚偽を隠蔽するため公文書非公開決定をしたものである。本審査会に虚偽理由説明をなし、証拠隠滅を謀る大津市は情報公開制度の趣旨を弁えない愚か者である。虚偽文書作成罪に抵触するので告発されたい。
- 7 文言の意味を大津市と私が共有していないと、一生懸命に話をしても、分からない。道路境界の意味、査定の意味、確認の意味、それを踏まえて協議が成立した道路境界確定協議書が何に該当するのか教えてもらって、話をしたい。私からするとそれがすべてである。
道路境界の査定が、なぜ確定協議書になるのか。道路区域なら分かるが、官民境界線は、所有権の話である。
- 8 特定宗教法人に交付した、コピーしたその原本を下さい。何であるか、私はその話に関係ない。私は特定していない。渡した一件書類です。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 異議申立人が求めているのは、平成6年3月16日付け特定宗教団体が申請した「道路境界確定協議書原本交付申請」に使用した原本の公開請求であり、この原本とは昭和48年12月1日に査定した大津市石山内畑町特定地番地先の道路境界査定(以下「本件道路境界査定原本」という。)のことである。このことは、公文書公開請求時に、異議申立人へ何度も直接確認した。
- 2 本件道路境界査定原本は現在、所在不明であり、路政課執務室、附属書庫、部局倉庫等をくまなく調査したが所在は明らかにならなかった。
- 3 請求のあった公文書は、平成6年3月16日付け申請に係る起案文書中の図面の原本であって、当該起案は現存するためその内容は公開しており、大津市にとって特に不利な情報が記載されていることはなく、原本の所在が明らかになれば情報公開制度にのっとり、公開する用意がある。
- 4 異議申立人は、平成23年1月5日付けの部分公開決定によって公開した図面と、平成23年2月17日付けの部分公開決定によって公開した図面が異なっていると主張しているが、後者は、原本証明交付申請というかたちで特定宗教法人が請求した時に、必要な箇所だけに赤線を塗って交付した図面である。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、「平成6年3月16日付、特定宗教団体が申請の“道路境界確定協議書原本交付申請”に使用した原本」である。異議申立人は、本件公開請求に先行する公開請求によって「特定宗教団体が請求した道路境界査定願に対し交付した図面」として本件公開請求に係る公文書の部分公開を受けたと主張する。これに対して実施機関は、異議申立人が求めているのは、道路境界査定の原本のことであるとしている。また、実施機関の説明によれば、道路境界査定の原本は、一般に、永年保存の取扱いがなされているにもかかわらず、本件道路境界査定原本は、現在、所在不明であり、路政課執務室、附属書庫、部

局倉庫等をくまなく調査したが所在は明らかにならなかったとしている。しかし、異議申立人は、本件公文書について、特定宗教法人からの道路境界確定協議書原本証明交付申請に関して使用した原本であって、それが何であるかは、特定はしていないと主張しており、本件道路境界査定原本と限定をしてはいない。

実施機関は、本件異議申立てに関連する公文書で、現に保有しているものとして、昭和49年7月9日付けで起案のなされた「市道大517号線の境界査定について(伺)」と題する起案書の写し(以下「起案文書甲」という。)と、平成6年3月24日付けで起案のなされた道路境界確定協議書の原本証明の交付に関する起案書(以下「起案文書乙」という。)を当審査会に対して提示した。

道路境界査定の本原には、様々な書類が含まれるが、それらの書類は、袋とじにされ、一体の書類として作成されるものである。そして、異議申立人は、一件書類すべての公開を望むと述べている。ただし、異議申立人は、本件公文書に関して、特に平面図について詳しく意見を述べているため、当審査会においても、この部分を中心に検証を進めた。実施機関が提示したいずれの文書にも、官民境界線との表示のある平面図が添付されている。それぞれの平面図には、当初は同じ図面が元になっていることを推測させる染みのようなものを見て取ることができるが、赤線の引かれている範囲が違い、さらに、縮尺を異にし、また、図面の表示している範囲も異なっている。赤線の範囲の違いに関しては、実施機関から、起案文書乙に添付されている図面については、原本証明交付申請というかたちで特定宗教法人が請求した時に、必要な箇所だけに赤線を塗って交付したものであるとの説明があった。ところで、2つの平面図の縮尺や表示範囲の違いから、起案文書乙に添付されている図面が起案文書甲に添付されている図面から複写されたものでないことが明らかである。当審査会は、この点についても注意を払いつつ、審議及び調査を行った。

2 公文書の存否について

まず、実施機関への聴取において、起案文書甲と起案文書乙に含まれる平面図が異なっていることについて尋ねたところ、実施機関は、原本があった時に、複数のコピーをとったのではないかとのことであった。しかし、起案文書乙は、20年近く以前の文書であることから、現在の実施機関の職員のみからの聴取では、文書作成時の状況を明らかにすることに限界があるとみられた。そこで、実施機関を通じて当時の事情を知る職員にも出席を求め、実施機関とともに事情を聴取することとした。

また、文書管理の現状把握と、書庫等に本件公文書が現実に存在していないことを確認するため、当審査会委員が実地の調査を実施した。まず、平成6年に本件公文書が保存されていたとされる、路政課執務室の附属書庫の調査を行った。実施機関の説明では、平成6年当時を含め平成23年度までは、境界に関する文書は、通常、路線ごとに整理され、この附属書庫に保管されていたが、本件道路境界査定原本をはじめとして当該地域に関係する書類は、便宜のためにまとめて、別の場所で一括して保管していたとのことであった。確かに、関係する書類をまとめた簿冊は存在し、その簿冊には「境界査定図(昭和49年)」と記載のある図面袋がとじ込まれていたが、その図面袋の中に文書は何も存在しなかった。これに引き続いて、現在、境界に関する文書が保管されている部局倉庫の調査を行った。実施機関の説明では、平成24年度からの窓口での

電子データの提供に向けて、平成23年度中に境界に関する文書を電子化し、入力が終わったもののみ、附属書庫から部局倉庫へ移送したため、登録のある公文書以外のものが紛れ込む可能性はないとのことであった。部局倉庫には、境界に関する書類が、路線ごとに整理されていたが、当審査会の調査でも、本件道路境界査定原本その他の本件公文書に該当する可能性がある公文書を発見することはできなかった。

また、当該地域に関しては、大津市が関与した訴訟が以前に存在したことから、訴訟記録の中に本件公文書が保存されていないかということについても実施機関に確認したが、既に訴訟記録を調査しており、その中にも本件公文書に該当する可能性がある公文書は見当たらなかったとのことであった。

その後、当審査会は、別に日を改めて、平成6年当時の事情を知る職員を交えて実施機関からの再度の聴取を実施した。その結果、まず、平成6年の時点で、既に本件道路境界査定原本の所在が不明となっていたことが明らかとなった。すなわち、本件道路境界査定原本は、本件公文書ではなかったこととなる。これは、また、先に実施機関が述べているとおり、平成6年当時、本件道路境界査定原本を複製したものが存在していたことをうかがわせる。しかし、この複製したものが、本件公文書であったとしても、実施機関の説明によれば、これもまた本件道路境界査定原本と同様に、現在、その所在が明らかではないとのことであった。

このように、重要な公文書が重ねて所在不明の状態にあることは、当審査会としても、にわかに了解できるものではないが、実施機関からの聴取や実地の調査の結果、まことに遺憾ながらその事実を認めざるを得ないと考える。

ただし、当審査会が行った事前連絡のない実地の調査でも、本件公文書を発見するには至らなかったことや、大津市にとって特別に有利とは考えられない起案文書乙の写しの公開に応じたうえで、その原本である本件公文書のみを隠蔽するとは考え難いところである。また、その外、職員による故意の秘匿が行われていると推認させる事実は見つからなかった。

なお、赤線の範囲の違いに関しては、前述のとおり、実施機関から、起案文書乙に添付されている図面については、原本証明交付申請というかたちで特定宗教法人が請求した時に、必要な箇所だけに赤線を塗って交付したものであるとの説明があったが、これが、偽りであると推認させる事実は見つからなかった。

3 公文書の適正管理の徹底について

上記1及び2のとおり、本件道路境界査定原本は、永年保存の取扱いがなされるべきものにもかかわらず、所在不明となっている。また、本件道路境界査定原本から複製されたとみられる、本件公文書に該当すると考えられる公文書も同様に所在不明となっている。

本件異議申立てに関係する公文書が、重ねて所在不明となっていることは、当審査会としても、公文書の管理のあり方の観点から、まことに遺憾とするところである。担当課は、平成24年度から、公文書の管理方法を改めたとのことであるが、公文書の管理の重要性を十分に認識して、適正管理を徹底されるよう望むものである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、上記1から3までにおいて説明したもの以外にも、種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月29日	諮問書の受理
平成24年10月25日	異議申立ての概要説明 異議申立人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 調査 審議
平成24年11月 8日	実施機関からの事情聴取 審議
平成25年 1月31日	審議
平成25年 3月18日	答申